

所得税・市県民税の申告期間は2月16日(水)～3月15日(火)

申告に向けて早めの準備を

市の相談体制を変更します

新型コロナウイルス感染症の影響等により、パソコンやスマホ、郵送による自宅からの申告が増え、相談に訪れる方が減少傾向にあるため、市では申告相談体制を一部変更します。申告相談の日程や会場などの詳細は、広報とよおか2月号でお知らせします。

【主な変更点】

- 受付・相談時間の短縮と人数制限
- 夜間・休日相談の廃止

所得税の確定申告は自宅でできるスマホ申告を

所得税の確定申告は、見やすく操作しやすいスマホ専用画面でもできます。待ち時間ゼロ、計算誤りなし、相談先で新型コロナウイルス感染症に感染する心配もありません。自宅で、安心・便利なスマホ申告を利用してください。

なお、同時に申告される内容により、パソコン用画面に遷移することがあります。

者・医療機関等ごとに集計したもの

申告に向けて早めの準備をお願いします

- 【次の書類は事前作成が必要】
- 事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書
- 医療費控除の明細書(受診

【次の書類は2021年分であることを確認の上、全て準備を】

- 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- 各種控除に必要な証明書類

- 【次の内容は必ず税務署や国税庁ホームページで申告を】
- ①土地、建物または株式等の譲渡所得
 - ②青色申告
 - ③繰越損失
 - ④雑損控除
 - ⑤住宅借入金等特別控除の初年度
 - ⑥消費税、贈与税
- ※①から④に該当する内容で、確定申告書の提出が不要な場合は除く。

《問合せ》
税務課 21-9045

確定申告はスマホ申告が便利

こんな方に特におすすめ

- ▷給与・年金のみ
- ▷個人年金(雑所得)
- ▷医療費控除
- ▷ふるさと納税(寄附金控除)など

スマホ申告を始めよう

①カメラ機能で右の二次元コードを読み取る



②次のいずれかの方法で簡単ログイン

▷マイナンバーカード…マイナンバーカードがあれば、IDとパスワードがなくても登録・申告ができます。

▷ID・パスワード…税務署で取得したIDとパスワードで簡単に登録情報を呼び出せます。



《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門
☎22-2144

個人市県民税の主な改正内容

令和4年度から実施

住宅ローン控除の適用期限の延長等

消費税率10%の住宅を取得した場合に住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例措置について、入居の期限が令和4年12月31日までに延長されます。

また、これに該当する場合は、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も、適用を受ける年の合計所得金額が1千万円以下である場合に限り、住宅ローン控除の適用を受けることができます。

子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの助成等が非課税とされます。対象範囲は、次のとおりです。

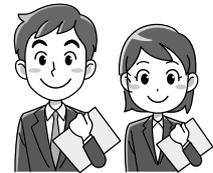
- ①ベビーシッターの利用料に

※掲載している情報は編集時点(12月16日)のものです。変更になっている場合がありますので、注意してください。

20歳になる方へ

国民年金の案内が郵送されます

20歳になると、厚生年金等に加わっている方を除き、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や「国民年金保険料納付案内書」などが郵送されますので確認してください。また、年金手帳が別途送付されますので、大切に保管してください。



あなたの将来を支えます

国民年金は20歳から60歳になるまでの人が加入し、保険料を納めて、みんなで支える制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。なお、基礎年金の2分の1は国(税金)から支払われます。

老後のためだけにない

国民年金は、年を取ったときの「老齢年金」だけではなく、病気や事故で障害を負ったときの「障害年金」、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れる「遺族年金」もあります。

納付が難しい時の免除制度

保険料を納付せず、免除制度等も利用していない場合、将来、公的年金が受け取れないだけではなく、税金に見合う給付分も受け取れなくなります。また、保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されることになり、万一の時、障害年金を請求できます。保

険料が納めにくい時は、未納で放置せず、手続きをしましょう。なお、一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

○学生納付特例制度

学生は、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

○免除制度

学生でない方で、本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が一定額以下の場合、保険料が全額または一部免除となります。

○納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※それぞれに要件があり、添付書類が必要な場合があります。詳しくは、市民課、各振興局市民福祉課または豊岡年金事務所にお問い合わせください。

保険料納付は口座振替・前納

国民年金保険料は、対象月の翌月末が納付期限になります。

す。毎月納付以外にも、当月(1カ月)分、6カ月分、1年分、2年分を前払いする方法(前納)があります。前納制度は、保険料が割引かれてお得です。口座振替による前納は、現金、クレジット納付に比べ割引額が多くなります。

《問合せ》日本年金機構豊岡

年金事務所 ☎22-10948
市民課 ☎21-9015
または各振興局市民福祉課

豊岡年金事務所年金相談窓口(事前予約要)

- ▶受付時間(通常) 平日(月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分
- ▶時間延長 週の初めの開所日 午後5時15分～午後7時
- ▶週末相談 第2土曜日 午前9時30分～午後4時

関する助成

- ② 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ③ 一時預かり、病児保育などの子どもを預ける事業の利用料に対する助成

※右記の助成と一体として行われる助成も含まれます。
(例・生活援助、家事支援、保育施設等での副食費および交通費等)

特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

個人市県民税において、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加されます。

《問合せ》 税務課

☎21-9045



※掲載している情報は編集時点(12月16日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。